

事務連絡
令和7年7月29日

各都道府県主管衛生部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室
健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の
病床確保料に係る消費税の取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の病床確保料に係る消費税の取扱いについては、会計検査院による令和5年度決算検査報告（令和6年11月6日）において、

「病床確保補助金は、対象経費である病床確保料の使途や範囲が交付要綱等において明らかでなく、病床確保補助金の交付を受けた調整対象事業者において、適切に使途が特定されていない蓋然性が高いのに、厚生労働省等と連携を図るなどして調整対象事業者に対して課税上の取扱いが十分に周知されていなかった事態、また、税務署等において、使途特定文書等の提出を求めていないなど、調整計算に関する申告審理が十分に行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。」との指摘を受けています。

今般、別添のとおり国税庁から国・地方公共団体の特別会計及び公共・公益法人等（※）が病床確保料を受領した場合における消費税の取扱いが示されましたので、貴管下の医療機関に周知いただくようお願ひいたします。

国・地方公共団体の特別会計及び公共・公益法人等は、当該取扱いを踏まえつつ、病床確保料に係る消費税の納付税額の計算を行うこととなりますので改めて確認を行っていただくとともに、必要に応じて所轄税務署にお問い合わせいただくようお願ひいたします。

（※）消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人

（例：社会医療法人、学校法人、公益社団法人、地方独立行政法人等）

（照会先）

・新型コロナ緊急包括支援交付金担当

メールアドレス：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

病床確保補助金に係る消費税の取扱いについて

国・地方公共団体の特別会計及び公共・公益法人等は、消費税に係る申告において、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除の対象から除外することとされています（消費税法第60条第4項）。

この点、新型コロナウイルス感染症患者のための病床確保事業を行う医療機関が受受する補助金（以下「病床確保補助金」といいます。）については、以下の取扱いに基づき、消費税の申告を行う必要があります。

なお、特定収入割合が5%以下である課税期間については、当該調整計算を行う必要はありません。詳しい計算方法等につきましては、参考資料（国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税）をご参照ください。

【病床確保補助金に係る消費税の取扱い】

病床確保補助金は、対価性のない収入であるところ、一般的には、法令又は交付要綱等において使途が特定されるものではない*と考えられ、消費税法上の特定収入に該当します。

※ 病床確保補助金は、一般的には、病床数に基づき交付されるものであり、具体的な使途が法令又は交付要綱等において定められているものではないため、消費税法上使途が特定されているものではありません。

(注) 国・地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書(使途特定文書)において、課税仕入れ以外の支出に使途が特定されている場合には、特定収入に該当しない場合もあります。

参考事項

消費税の納付税額の計算

消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額を控除（消費税法第30条）して算出します。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{売上税額} - \text{仕入税額}$$

(特定収入がある場合の納付税額の計算)

$$\text{消費税の納付税額} = \text{売上税額} - (\text{仕入税額} - \text{調整税額})$$

特定収入

租税、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入が特定収入となります。給与など課税仕入れに該当しない一定の支出（特定支出）にのみ使用することが法令、交付要綱等又は使途特定文書（国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の使途を明らかにした文書）において明らかな場合には、その対価性のない収入は特定収入とはなりません。

特定収入割合

特定収入割合とは、その課税期間において、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{特定収入の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{特定収入の合計額}}$$

* 資産の譲渡等の対価の額の合計額=課税売上高(税抜き)+免税売上高+非課税売上高+国外売上高

参考資料

国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（令和7年6月）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/shohizei.htm>

